

<p>森田議長</p>	<p style="text-align: right;">( 9:30 )</p> <p>皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は全員でございます。</p> <p>定足数に達していますので、これより令和2年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>令和2年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様をはじめ管理者、副管理者及び関係職員におかれましては、木津川市、精華町の定例会をそれぞれ控え、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして、大変ご苦労さまです。平素は本組合運営に何かとご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、環境の森センター・きづがわの運転につきましては、その業務を継続し、適切に運転管理をしていただいております。引き続き適正にごみ処理を行うようお願いをいたします。</p> <p>また、打越台環境センターの解体・撤去工事につきましては、先日の全員協議会におきまして基礎杭の撤去工事を追加する必要が生じたことの報告を受けたところでございますが、おおむね順調に施工されています。役目を終えた打越台環境センターの解体・撤去と、その跡地の処理につきましては、本日、本組合にとりまして大きな節目となる重大な取組であります。</p> <p>私たち組合議会といたしましても、行政と連携を図りまして、その責任と役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日提案されている議案は、令和元年度補正予算の専決処分承認、令和元年度歳入歳出決算認定、打越台環境センター解体・撤去工事変更請負契約の締結及び条例の一部改正などの6件でございます。慎重なるご審議を賜り、適切な結論が得られますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。</p> <p>管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和2年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、令和2年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、公私とも何かとご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>環境の森センター・きづがわにつきましては、供用を開始して以来、約2年2か月が経過をいたしました。この間、特段のトラブルもなく、木津川市及び精華町から発生いたしました可燃ごみを適正に焼却をしております。</p> <p>また、今年には新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、木津川市、精華町の住民の皆様のご日常生活を支えるごみ処理業務の継続を重視して、施設の運営に努めてきたところでございます。</p> <p>また、打越台環境センターの解体・撤去工事につきましては、昨年12月の臨時議会におきまして、本工事の請負契約締結に係る議案を可決していただきまして、その後、工事に着手をいたしました。建物や焼却設備の解体・撤去に当たりましては、煙突など設備内に付着していた焼却灰に含まれますダイオキシン類の拡散防止など、周辺環境に影響がないよう細心の注意を払いながら取り組んでいるところでございます。</p> <p>このたび、工事発注時に見込んでいませんでした基礎杭の撤去工事が追加が必要となりましたことから、本日、この工事の追加に伴います変更契約の締結に係る議案を提出させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決をいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>引き続き、環境の森センター・きづがわの安定稼働の継続と打越台環境センターの解体・撤去及びその後の用地処理という重要な課題に取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>さて、本日ご提案をさせていただきます議案につきましては、令和元年度の補正予算の専決承認、令和元年度の歳入歳出決算の認定、打越台環境センター解体・撤去工事変更請負契約の締結、財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例の一部改正、職員の給与に関する条例の一部改正、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更の6件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、高岡伸行議員と3番、炭本範子議員を指名いたします。</p> <p>なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日11月20日の1日間としたいと思いま す。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。</p> <p>日程第3、承認第1号「令和元年度木津川市精華町環境施設組合 一般会計補正予算第1号に係る専決処分の承認を求めることについ て」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を させていただきます。 令和元年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号 につきましては、年度末の執行状況を踏まえた予算の整理を緊急に 行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定に 基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告し、 承認を求めるものでございます。 補正予算第1号の規模ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳 入歳出それぞれ1億9,216万4,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,254万4,000円とし たものです。 また、第2表、地方債の補正につきましては、令和元年度の打越 台環境センター解体・撤去工事費の確定により、限度額を5,33 0万円の減額をしております。 よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。 なお、詳しくは事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>失礼します。 承認第1号、専決処分の承認を求めることに関しまして補足説明 をさせていただきます。 補正予算第1号につきましては、先ほどの管理者からの提案趣旨 説明にもありましたとおり、年度末の執行状況を踏まえて予算の整 理を行ったものでございます。 予算整理の基本的な考え方といたしましては、歳入予算についま</p>

山本事務局長  
つづき

しては、年度末におけるごみ処理手数料や余剰電力の売却益など、できる限り捕捉をし、補正することといたしました。

また、歳出予算につきましては、特定財源が伴う事業につきましては、歳入予算の捕捉と整合するよう補正することといたしました。

また、構成市町からの分担金など一般財源による事業につきましては、予算残額について原則として10万円単位で減額することとし、工事請負費、委託料、塵埃処理費に係ります消耗品費、修繕料につきましては100万円単位で不用額を減額することとしたものでございます。

また、予算を計上しているにもかかわらず執行していないものにつきましては、細節単位ごとにその全額を減額することを基本に補正をいたしました。

お手元の補正予算書と各種事業の概要説明によりまして具体的な補正内容についてご説明をさせていただきます。

まず、各種事業の概要説明により歳出予算の補正内容につきましてご説明をさせていただきますので、各種事業の概要説明の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページの上段の事業名、議会運営費につきましては、執行状況を踏まえまして2万6,000円の減額をいたしました。

その下段の事務局運営事務経費につきましては、職員の時間外手当や需用費などの不用額、合わせまして416万1,000円の減額をしたものでございます。

2ページ、上段の施設監視業務等関係費につきましては、環境の森センター・きづがわの環境監視委員の委員報酬等につきまして、委員の出席状況、また緊急に開催する必要がある場合に対応するために計上していた1回分が不用になったことなどを踏まえまして、合計で10万円の不用額につきまして減額をしたものでございます。

その下段の打越台環境センター解体撤去費につきましては、主に工事発注支援業務委託、また解体・撤去工事につきまして、令和元年度に支払う工事費等が確定したことに伴うものでございまして、7,440万8,000円の減額をいたしました。

3ページでございますが、その上段の環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立金につきましては、余剰電力の売却益の全額をその基金に積み立てていることとしていることから、余剰電力の売却益の確定によりまして、当初見込んでいた売却益と比較をし、567万4,000円の増が見込めることになったことから、その額を増額補正したものでございます。

下段の清掃総務事務経費につきましては、施設課に係る事務経費につきまして、職員の時間外手当の不用額や打越台環境センターに係ります汚染負荷量賦課金の確定に伴うものでありまして、383万1,000円の減額補正をいたしました。

続きまして、4ページの上段でございますが、ごみ焼却処理経費

山本事務局長  
つづき

につきましては、環境の森センター・きづがわの排ガス処理をするための薬剤などの消耗品費、焼却灰処分量の確定などに伴いまして減額するものでありまして、1億1,150万6,000円を減額補正いたしました。

なお、本事業に係ります財源といたしまして、ごみ手数料の増に伴いまして、歳入予算につきまして、一般財源につきましては1億4,189万7,000円を減額しているものでございます。

下段の塵埃処理場運転外経費につきましては、小動物の死体処理などの費用の確定に伴うものでありまして、380万6,000円の減額をいたしました。

続きまして、歳入予算の補正につきましてご説明をさせていただきますので、予算書の7ページをご覧くださいと思います。

予算書の7ページでございますが、1款分担金及び負担金につきまして、構成市町の分担金につきましては、先ほどご説明させていただきました歳出予算の減額、また、この後、ご説明をさせていただきます一般廃棄物処理手数料の増などの歳入予算の増減などに伴いまして、合計で1億4,796万4,000円を減額補正いたしました。

その結果でございますが、木津川市に負担していただく分担金につきましては9,928万円の減となりまして、補正後の木津川市の分担金の額は1億7,429万9,000円となりました。

また、精華町につきましては4,868万4,000円の減額となりまして、補正後の精華町の分担金の額は9,648万7,000円となったものでございます。

また、負担金につきましては、小動物の死体処理など塵埃処理場運転外経費の減額に伴いまして、381万円を減額補正したものでございます。

2款でございますが、使用料及び手数料につきまして、まず手数料につきましては、現年度分につきましては、事業系一般廃棄物の処理量の増加などによりまして2,917万3,000円の増、また、滞納繰越分といたしまして、平成30年度に発生しました2件の滞納分のうち未収分としてあったものが、令和元年度に全額納付をしていただきましたことから、未収分であった121万8,000円を増額補正したものでございます。

4款でございますが、繰入金につきましては、財政調整基金の繰入れが全額不用になったこと、また、打越台環境センターの解体・撤去工事に係ります令和元年度分の支出額の確定に伴いまして、撤去整備基金につきまして590万円の減となることから、それぞれ減額補正をしたものでございます。

6款でございますが、諸収入のうち損害賠償金20万円の増額は、平成22年に判明いたしました公金横領事件に係るものでございまして、毎月3万円の返還でありましたものを、令和元年の12月から偶数月に10万円を加えて返還していただくことになりましたことから増額になったものでございます。

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>余剰電力売電料の567万4,000円は余剰電力売電料の確定後の増額、その他の31万3,000円につきましては、計量カードの再発行でありますとか、建物共済からの災害共済金が支払われたことによるものでございます。</p> <p>9款組合債につきましては、令和元年度に支払う打越台環境センター解体・撤去工事費の確定に伴いまして、借り入れる起債の額が減額となりますことから、補正するものでございます。</p> <p>なお、起債の借入額の減額に伴いまして、補正予算書4ページの第2表により、起債の限度額についても補正をしているところでございます。</p> <p>以上で、専決処分を行いました令和元年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号の補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、これより質疑を行います。</p> <p>質疑につきましては歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出から行いますが、どの資料の何ページかを示していただいた上でお願いいたします。</p> <p>それでは、歳出につきまして質疑ございますか。</p> <p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>一応、歳出2点あります。</p> <p>1点は交際費の関係で、議長交際費が全額カットとなっております。ただ、決算書を見ると管理者交際費は支出があります。この差については一体何なのかが1点です。</p> <p>2点目は情報公開、一般管理費、補正予算書の10ページ、これも情報公開・個人情報審査会の委員報酬も全部カットということになっていきます。</p> <p>ただ、この後、審議される決算の監査報告、12ページにおいて情報管理及び個人情報に関することについてわざわざ記載があるわけですね。ということは恐らく、監査委員さんや、または事務局がそういう意識を持っているというふうに推察できるわけですが、この情報公開・個人情報審査会は、情報公開請求や個人情報の審査請求があつたときだけじゃなしに、条例上は管理者の諮問も可能ですよね、しかも自主的に活動することも可能ですよね。これだけ問題意識を持っていながらなぜ1回も会合を持たなかったのか、ちょっと違和感を感じるわけですがけれども、まずこの2点についてお伺いしたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>

<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず、ご質問の1点目の交際費の関係でございますが、管理者の交際費につきましては、組合議員の方のご親族が亡くなられたということで、管理者のほうからお花を供えさせていただいたというところで支払っているものでございますが、その際に組合議長のほうからのものはなかったというところでございます。</p> <p>また、情報公開につきましては、今、佐々木議員のほうからご指摘がありましたとおり任意で開くことは可能でございますが、現時点におきまして情報公開の審査案件等はございませんので、情報公開については令和元年度は開けなかったというところでございます。</p> <p>なお、また後ほどの監査委員のところでのご指摘もあろうかと思っておりますけれども、監査委員のほうから、今回、決算審査を受けるに当たりまして、この組合については、個人情報でありますとかそういった情報につきましては、木津川市、精華町と比べると多くはないけれども非常に重要なことであるので今後注意をなささいというご指摘がございましたので、そういったご指摘も踏まえながら、今後、情報管理については徹底していきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ごめん、今、1点目は組合議会議員の親族とおっしゃったのかな。普通そしたら議長交際費が支出されるんじゃないの。と思うんですよ。だって議長が管轄するメンバーに関することでしょう。議長交際費は支出がされずに管理者交際費だけは支出されたという話に今なっているわけです。なぜそんな、矛盾というか、起こるのか。</p> <p>それはあれですか、内規があって、組合議会の議員の関係のそういった冠婚葬祭というか、に関しては議長交際費を支出しないということが決まっているのかどうかですよ。若干、一般常識的には逆ですよ。一般常識的には同僚議員の関連だから議長交際費が支出されてもしかるべきかなと。それがいいことか別にしても、筋論からいったら管理者からの支出よりも議長交際費の支出のほうが妥当だろうとは思っています。要するに、内規というか支出基準によってそういう話になっているのであればそれは分からないでもないんですけども、じゃ何でそうなっているのかということです。もしなっているとすれば。なっているとすれば、組合議会議員の関係は議長交際費から支出をしないと、してはならないと、管理者交際費から支出するものだというふうに決まっているんだとしたら、その理由について教えてください。</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>情報公開に関しては、今おっしゃっているの分からなくもないんですけども、要するに新たにできた施設であって新たな体制に変わっているわけですね、この間。だとしたら、今の情報公開や個人情報保護のシステムの状況がいかどうかというのはやっぱり気になりませんか、管理者として。気になるとしたら、今の状況がいかどうかについて、監査委員から指摘されているんだから、それを管轄する情報公開・個人情報審査会も同様な視点でチェックをしてもらえないかという諮問をして私は当然だと思うんですよ、そこは。</p> <p>案件なかったからやらなかった、それはいいですよ。案件、審査請求が出るものがなかったと、だからしなかった、それはいいです。いいですけども、主体的に動かなかった理由なんですよ。だから今の段階で要するにチェックしてもらって問題ないという答申もらったらいいいじゃないですか、安心できるわけだから。でも今の段階で、要するに精華町から木津川市のほうに管轄というか変わって体制も変更になっているわけだから、そういった意味でしっかりと、その基盤というか、をつくっていかうと思ったらあらゆる部分でやっぱりチェックをかける、必要だったら管理者から諮問をして考え方聞かせてくださいと、うちの体制をチェックしてくださいということはやるべきだと思うんですけども、そこはなぜやらないんでしょうか、その1点です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>再度のご質問につきまして答弁させていただきます。</p> <p>まず、管理者のほうの交際費の関係でございますけれども、これにつきましては内部のほうで規定を持っております。</p> <p>議長交際費のほうにつきましては、従来から計上はしているものの、そういった場合におきまして支出された例がないということでございましたので、従来ものを踏襲して議長からのそういった支出はしていなかったというところでございます。</p> <p>今ご指摘がありますように議長交際費についての内規を設ける必要があるのではないかとこのところでございますので、そのあたりにつきましてはまた、議長、副議長のほうとも相談させていただきながら整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。従来からの例に基づいての交際費の支出というところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>また、情報公開の関係でございますけれども、新しい体制になって情報についてきちっと管理できているかどうかということをお諮問したらどうかというところでございますけれども、情報公開の委員のほうにつきましては、基本的には審査請求、そういったところが出てきたときに開くというところで考えておりましたので、今回、</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>木津川市精華町環境施設組合の情報管理がどうなっているのかというところにつきまして、令和元年度については諮問していないというところでございます。</p> <p>また、この間、従来でありますと、文書の保存期間、そういったところについての規定もなかったわけでございますけれども、これにつきまして整理をする中で情報管理をきちっとしていくように内部のほうでは努めているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっとびっくりなんですね。議長交際費の支出内規がないという答弁だった。でも、普通あるでしょう、精華町も木津川市も、議長交際費を出すケースというのは。幾ら出すかというの大体決まっていますよね。議長交際費の支出内規がないというのはちょっとびっくりです、それは。だから管理者側だけあると、議長のほうはないという話だからおかしいですよ、それは。極めておかしいと思いますよ。</p> <p>議長にお願いしたいのは、こういう状況、事務局が正副議長に相談してもいいけれども、議会内部のルールなんだからやっぱり議員で協議する必要があるんじゃないかと。もちろんサポートは受けるとしてね。事務局サポートは受けるとしても、それはやっぱり議会の自律権の範疇として決める必要があるんじゃないかと思っています。ちょっと事務局の答弁は難しいかもしれないのでそれはちょっと指摘をしておきたいと思います。</p> <p>内規がないのに予算計上していましたと、内規がないから支出の仕方が分かりませんと、だからみんな削りましたということでしょう、今の話。そういうことでしょうか。予算計上しました、予算では。内規ないから支出の仕方分かりませんと、ルールないから分かりませんと、だから補正予算で削りましたと。おかしいですよ、どう考えても。と思いますので指摘をしておきます。</p> <p>2番目はあまり言いたくなかったんだけど、この間、当組合のホームページを見させていただきました。そしたら平成30年、要するに平成29年度の財務諸表というか財務関係の公表が今年の2月17日にホームページにアップされています。平成30年度、今年ですね、要するに平成31年3月31日現在、去年の3月末のが今年の4月13日に公表されているんですよ。あまりにも遅過ぎると思います、この公表タイミングは。</p> <p>なぜこういうことになったのかということなんですよ。そういうことについて問題意識持っていないんですかと聞いているんです。単純に誰かから情報公開請求があったから審査会を開いてその是非について諮問することもあるでしょう。けども、自らの情報公</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>開の姿勢やシステム、経過、だから過去のことも遅くなったのは仕方ないと思いますよ、仕方ないと思うけれどもこういう状況でしか情報公開がされていないということなんです。</p> <p>もっと言えば公平委員会の業務状況については今年の9月17日にあったものが2週間後、11月1日に公表されています。これについては昨年度の記録はありません。単純に、やっているかもしれないけれどもホームページ上アップしていないのかもしれないのでそこは断言しませんが、少なくともホームページ見る限り公平委員の業務の状況についての報告は今回が初めてです。</p> <p>もう一個、組合人事行政の運営状況についても今年の10月1日に公表されていますけれども、これも見る限りホームページ上初めてですよ。</p> <p>だから、こういった要するに、責めているわけじゃないですよ。そういう状況があったのは仕方ないのかもしれないけれども、だとしたら自分ところの審査会、第三者にこういうタイミングでの情報公開というのが適切なんかどうなのかというご意見を聞くぐらいしたらいいんじゃないですか。過去のことは仕方ないじゃないですか。今後どうするかですよ。今後どうするかという観点においていかに業務を見直す必要があるんだったら見直したらいいわけだから。そういうことさえ意識がなくて管理者が諮問しなかったとなるんだったら幾らだって情報公開遅れることができますよ。3年前のこと今発表してもいいということになるじゃないですか、それは。それはやっぱり趣旨からいったらよくないわけだから。</p> <p>だからそれも含めてそういう問題意識を管理者は持っていないんですかとお聞きしているんです。こういう実態。もしかしたらやっているかもしれない、やっているかもしれないけれどもホームページ上公表されていないから私は分からない。分からないわけですよ。だからやっているかどうかの事実と、そういう問題意識ほんまにないんですかというところを確認します。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>問題意識がないかどうかというようなご指摘がございますけれども、基本的には、情報でありますとか個人情報の管理、これは徹底しなきゃならないというふうに思っています。</p> <p>この間、打越台環境センターのほうからこちらのほうに移るに当たりまして事務局体制も変わってまいりました。その中で、これまで取り組んでいなかったものにつきましても組合の中で取り組んでいくということで、情報の管理等についてはより適切になるように努力をしているところでございます。</p> <p>その中で、ホームページ等の掲載につきましてもできる限りそういった、これまで組合のホームページはなかったわけでございます</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>ので、せっかく組合のホームページをアップしたところでございますので、そういった情報についての公表、そういったところについてもホームページを活用してやっていこうということで取り組んでいるところでございます、その情報の公開の時期、そういったところにつきましては条例等に基づきまして適切にやっていこうというところではあるところでございますので、あえてそのタイミング等に基づきまして諮問をする、意見を求めるということは不要でないのかなというふうに考えているところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、情報管理の徹底と情報の公表、そういったところにつきましては積極的に進めていくことが必要であるというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、歳入について質疑に移ります。歳入について質疑ございますか。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認めます。以上、質疑を終了いたします。これから討論を行います。討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。起立全員であります。よって、承認第1号「専決処分承認を求めることについて」の件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>日程第4、認定第1号「令和元年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>認定第1号、令和元年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をさせていただきます。 令和元年度の木津川市精華町環境施設組合会計の歳入歳出決算につきまして、議会の認定を求めるため提案をするものでございます。 令和元年度の歳入歳出決算の概要を申し上げます。 まず、歳入の総額につきましては、6億6,254万4,565円でございます。前年度より21.4%の増加となりました。 また、歳出の総額につきましては、6億5,191万2,313円となりまして、前年度より32.9%の増加となりました。 結果、歳入歳出差引残額は1,063万2,252円の黒字決算となり、このうち600万円を財政調整基金に繰り入れることにしましたことから、残り463万2,252円を令和2年度に繰り越すことにいたしました。 以上が決算の概要でございます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>失礼します。 認定第1号の内容につきまして補足説明をさせていただきます。 お手元の歳入歳出決算書及び決算に係る主要な施策の成果の説明書によりご説明をさせていただきます。 まず初めに、決算書によりまして、令和元年度の決算の内容を説明させていただきます。 決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。 1ページ、2ページにつきましては、歳入について款項別の内訳を記載しております。 また、3ページ、4ページに、歳出について款項別の内訳を記載しております。 この結果、令和元年度の決算の総額につきましては、歳入の合計が6億6,254万4,565円に対しまして、歳出の合計が6億5,191万2,313円となりまして、歳入歳出の差引きが1,063万2,252円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づきまして、財政調整基金に600万円を繰り入れることといたしました。</p>

山本事務局長  
つづき

以上が決算の総額の概要でございます、これから事項別の明細を5ページ以降に記載をしております。

決算の内容につきましては成果の説明書によりご説明をさせていただきますので、成果の説明書をご覧いただきたいと思っております。

成果の説明書の2ページをお開きいただきたいと思っております。

2ページの第2表でございますが、歳入の概要につきましてご説明をいたします。

歳入総額6億6,254万4,565円の主なものでございますが、分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに組合債でございます。分担金及び負担金につきましては、歳入総額の約44%に当たります2億8,942万1,063円でございます。昨年度と比較をいたしますと約15%の減となっております。

この要因といたしましては、昨年度は、老朽化が進みます打越台環境センターが平成30年5月27日までの稼働となったことに伴いまして、施設の維持補修経費などが不要になったことによるものでございます。

また、使用料及び手数料につきましては、歳入総額の約27%に当たります1億7,840万7,291円でありまして、昨年度と比較をいたしますと約25%の増となっております。昨年度と比較いたしまして増となった要因につきましては、事業系の一般廃棄物の受入れ量等の増加によるものでございます。

また、組合債につきましては、打越台環境センター解体・撤去工事費の財源として借り入れたことによるものでございます。

続きまして、3ページの第3表をご覧いただきたいと思っております。

歳出の概要につきましてご説明をさせていただきます。

歳出合計額6億5,191万2,313円の構成比につきましては、昨年度とほぼ同じでございますが、歳出の約81%を占める衛生費につきましては、打越台環境センター解体・撤去工事に着手したことに伴いまして、前年度と比較をし、約40%増加をしております。

歳入歳出決算に関する主要区分別の詳細につきましては、5ページと6ページに記載をしております。

続きまして、事業別にその概要をご説明いたしますので、7ページをお開きいただきたいと思っております。

議会運営費でございますが、昨年度と比較をいたしまして6万1,299円の増となっております。これは議事録作成に係る委託料の増によるものでございます。

下段につきましては管理者会議運営費でございます。こちらは昨年度と同額の決算額でございます。

8ページにつきましては、上段が事務局運営事務経費でございます。昨年度と比較をいたしますと1,547万1,629円の減となっておりますが、昨年度の決算額には、9ページ、上段に記載している打越台環境センター撤去担当室職員の事務経費などの2,072万4,652円に対応する額が含まれておりますので、これ

山本事務局長  
つづき

を加味いたしますと、前年度と比較いたしますと525万円の増となっておりますのでございます。

なお、この主な増要因は補償補てん及び賠償金として計上いたしました撤去整備基金積立金精算金716万5,163円の皆増によるものでございます。

下段の施設監視業務等関係費につきましては、打越台環境センターに係る公害監視委員会が平成30年度をもちまして廃止となりましたことから、その経費が令和元年度以降なくなり、環境の森センター・きづがわ環境監視委員会に係る経費のみとなりましたことから、昨年度と比較をいたしますと95万8,120円の減額となりまして、16万8,940円の決算額となったものでございます。

9ページの上段でございますが、9ページの上段につきましては、令和元年度予算から打越台環境センター解体・撤去に要する経費を明確にするために新たに設定いたしました事業でありまして、事務費及び解体・撤去工事に係る委託料、工事費などを含めまして、本事業の決算額につきましては1億9,640万9,467円でございます。

なお、本事業の主な支出につきましては、令和元年度に解体・撤去工事に着手をいたしましたことから、その工事費の40%を前払い金として支払った工事請負費1億4,080万円でございます。

その下段は基金利子積立金でございますが、昨年度の決算書におきましては従来の表記を踏襲しておりましたが、昨年度の決算認定時の質疑におきまして議員のほうから、基金の預け入れの金融機関、利率、預金額、利子を記載すべきであるとのご指摘に基づきまして表記を改めさせていただいております。

10ページの上段でございますが、撤去整備基金積立金でございますが、令和元年度は当初予定しておりました積立計画の最終年度となるものでございます。

なお、令和元年度におきましては2,500万円を積み立てておりますが、先ほどの基金利子を積み立てる一方で、令和元年度におきましては、打越台環境センターの解体・撤去工事の財源に充当するため基金の一部を取り崩しましたことから、令和元年度末の基金残高は9,316万2,488円となったものでございます。

この基金残高につきましては、令和2年度の打越台環境センター解体・撤去工事の財源とするほか、後年度におけます起債償還の財源の一部に活用することとしたいと考えております。

その下段は環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立金でありまして、令和元年度の余剰電力売却益の全額を基金に積立てをしたものでございます。

11ページでございますが、上段は公平委員会、その下段は監査委員の運営費の決算額でございます。

12ページ、上段は清掃総務事務経費でございますが、昨年度と比較をし、612万1,407円の減の9,216万567円となっております。この減額の主な要因につきましては、平成30年度

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>に施設課職員を対象に行った血中ダイオキシン類の検査につきまして、令和元年度以降は行わないということでありまして、時間外手当の減によるものでございます。</p> <p>その下段のごみ焼却処理経費につきましては962万1,650円増の2億4,781万9,942円でございます。この要因といたしましては、5月から8月末までの4か月間の環境の森センター・きづがわの試運転期間中における運転管理費につきましては、施設工事費の一環として行いましたので、組合としてこの間のごみ処理経費が発生しなかったことによるものなどでございます。</p> <p>また、令和元年度のごみ1トン当たりの処理原価につきましては、約1万7,000円でございます。</p> <p>なお、施設の瑕疵担保期間が終了いたします令和3年9月以降は、本組合のほうで定期点検・保守に係る経費を全額負担することになりますので、今後の処理原価の見込みにつきましては平均いたしますとごみ1トン当たり2万6,000円になる見込みでございます。</p> <p>13ページは、塵埃処理場運転外経費でございまして、大阪湾フェニックスの負担金のほか、乾電池処分委託、小動物死体処理、伊賀市への環境保全負担金などございまして、決算額といたしましては1,147万1,900円でございます。</p> <p>なお、この経費につきましては、構成市町から発生したそれぞれの量によりまして応分の負担をさせていただいているところでございます。</p> <p>また、14ページには構成市町のそれぞれの分担金・負担金の額、16ページにおきましては基金の令和元年度末現在高、17ページは打越台環境センター解体・撤去工事の財源としての令和元年度に借り入れました起債の状況、18ページは受け入れたごみ量など、また、19、20ページにつきましては排ガス等の測定結果、21ページにつきましては平成22年度に判明いたしました公金横領事件に係ります損害賠償金の令和元年度の処理状況を記載しております。</p> <p>以上で、令和元年度歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>続きまして、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。炭本監査委員、報告を求めます。</p>
<p>炭本監査委員</p>	<p>それでは、監査委員の審査結果の報告をさせていただきます。監査委員の炭本でございます。令和2年10月30日に管理者に提出いたしました令和元年度木</p>

炭本監査委員  
つづき

津川市精華町環境施設組一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果につきまして、お手元の審査意見書により述べさせていただきます。

なお、本意見は、西井代表監査委員との合議によるものでございます。

それでは、意見書の1ページをご覧ください。

審査の対象は、令和元年度の本組一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金運用状況でございます。

審査は、令和2年10月14日に環境の森センター・きづがわにて実施いたしました。

審査の方法としましては、管理者から送付を受けました一般会計の歳入歳出決算書等が、関係法令等に準拠して調製され、これらに記載された計数の正確性及び予算執行が適正かつ効果的に行われているかということを確認するため、各関係帳簿、証拠書類と照合を行い、関係職員から説明聴取を行うなどして、慎重に審査を行いました。

審査の結果としましては、審査に付された会計の歳入歳出決算書等は、関係法令等に準拠して調製されており、審査した範囲においては、その計数は関係帳簿等と照合した結果、適正に表示、処理されていると認められ、予算の執行についても総括的には適正に執行されていると認められました。

また、基金は設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。

審査の概要につきましては、意見書の2ページから11ページの中ほどに記載しております。

業務の状況につきましては、供用開始後2年目となります環境の森センター・きづがわにつきましては、特段の障害が発生することなく、順調かつ安定した運転がなされておりました。ごみの受入れ量は、平成30年度と比較して7.8%増の2万3,297トンでした。

また、打越台環境センターについては、令和元年度にその解体・撤去工事に着手をし、令和2年度中の完成を目指して取組が進められています。

次に、決算状況は、令和元年度に打越台環境センター解体・撤去工事に着手したことなどから、歳入決算額6億6,254万4,565円、昨年度と比較しますと21.4%の増、歳出決算額6億5,191万2,313円、昨年度と比較しますと32.9%の増となっています。

なお、形式収支及び実質収支額は、いずれも1,063万2,252円の黒字となっています。

歳入、歳出の状況、ごみ処理原価及び発電等の状況並びに財産に関する調書につきましては、3ページから11ページに記載しておりますが、先ほどの事務局からの歳入歳出決算の報告と重複いたし

炭本監査委員  
つづき

ますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、今回の決算審査全体のまとめとして、11ページの中ほど、結びというところから13ページに監査委員の総評を記載しておりますので、その要点を説明いたします。

最初に、11ページの歳入、歳出に関してでございます。

歳入、歳出につきまして、草・剪定枝などの事業系一般廃棄物の受入れ量の増加によりまして、処理手数料について前年度と比較して3,558万円の増となっているほか、前年度と比べ運転日数が増加したことなどにより、余剰電力の売却益について647万円の増となっております。

また、打越台環境センターの解体・撤去工事に着手したことなどに伴いまして、衛生費について、昨年度と比較しますと39.9%増の5億2,714万円となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済動向が不透明な様相であることを踏まえると、基金管理の在り方について、今後、検討することが必要であるのではないかと指摘いたしました。

次に、2つ目の環境の森センター・きづがわの運転管理についてです。

環境の森センター・きづがわの運転管理においては、夜間・休日の運転及び設備点検に関する業務を民間事業者へ委託していることから、民間事業者との連携・情報共有に留意するよう指摘をいたしました。

また、ごみ処理は止めることができない行政サービスであることから、新型コロナウイルスの感染防止に努めるとともに、職員の中に感染者が発生したとしても、その業務が継続できるよう配慮するよう指摘をいたしました。

3つ目の情報管理の徹底についてです。

本組合で取り扱う個人情報に限られているものの、個人情報を含み、組合運営上の内部情報が外部に漏れることのないよう、引き続き、情報セキュリティの視点に基づき、注意喚起するよう指摘をいたしました。

4つ目の収入未済状況についてです。

平成30年度に発生した2業者による収入未済分について、令和元年度に全て納付されたことを確認いたしました。

また、この滞納事案を契機に、処理手数料の滞納対策を強化するため関係条例等を改正されたことから、今後、滞納の発生抑制効果が期待できるものと評価いたしました。

5つ目の打越台環境センター解体・撤去工事についてです。

打越台環境センター解体・撤去工事については、おおむね計画どおり進んでいるものの、その工事の特殊性などから、周辺環境への影響がないように、かつ事故のないよう、安全対策に十分留意して取り組むよう指摘をいたしました。

最後に、業務上横領に係る損害賠償請求状況についてであります。

<p>炭本監査委員 つづき</p>	<p>平成22年8月に判明した嘱託職員による処理手数料を着服した事案につきまして、被害額と遅延損害金を合わせた損害賠償金の総額は、令和元年度末時点において1,584万1,168円となっています。</p> <p>なお、令和元年12月から返済額を増額したことにより、決算年度末時点における損害賠償金の総額が減額に転じたことを確認しました。本人の収入や年齢などからすると、損害賠償金の完済を見込むことが困難な状態に変わりはありませんが、引き続き、損害賠償金の徴収と滞納整理に向けて努力するよう指摘をいたしました。</p> <p>以上で、令和元年度の本組合の一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果の報告を終わります。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。  それでは、これより質疑を行います。  質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。  まず、歳出から行いますが、どの資料の何ページかを示していただいた上でお願いいたします。  それでは、歳出につきまして質疑ございますか。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>全般ですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>歳出の全般。  佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>監査委員さんにお伺いをしたいと思います。</p> <p>1点目は、決算書を見ると本組合の非常勤の報酬、費用弁償に関する条例どおり支出がされていないのではないかという懸念がありますが、先ほど監査報告では法令上ちゃんと守ってきちっとされているという報告がありました。非常勤の費用弁償に関してですけれども、この点は本当にこの条例どおり支出をされているのでしょうか。</p> <p>2点目は、同じく監査委員さんに歳入歳出に関するところで、11ページ、下2行、この意味がちょっといまいち分からないんですけども、ペイオフに備えなさいということをおっしゃっていると思うんですけども、具体的に何を意図しているのかが分からないんです。これ一体何を意図しているのでしょうか。</p> <p>あと、12ページにあります、3番目は打越台撤去に関する下の4行なんですけれども、率直な疑問です、この4行を読むと要するに地下構造物含む撤去の性質上、工事発注時に判明していない不測の事態が発生する可能性があるという書き方されています。ただ、先ほど監査委員さんが報告されたように、監査委員の審査自身は1</p>

佐々木議員  
つづき

0月14日ですからこの段階では、今日の契約変更に係る杭の存在は明確になっていたんです、明確になっていたにもかかわらず、さも知らなかったみたいな書き方になっているんですよ。一体何でこんな書き方になるのか、その意図についてお伺いをしたいと思います。

4番目は、前回も私、指摘をさせていただきましたけれども、7ページの組合債に関しては借入れの金融機関を決めるに当たって複数から見積りを取って一番有利な方法で借りなさいという指摘がされています。そのとおりだと思います。じゃなぜ5ページの財産収入のほうではそれを指摘しないのか。監査委員もおっしゃっていますように、要するに最も有利な方法で管理しなさいという基金条例があるわけで、その関係との関係でなぜこの財産収入に関してはその指摘をしてこなかったのかについてが4点目です。

本体関係で言いますけれども、さっき申し上げた費用弁償に関して、今、費用弁償の1回当たり、1日当たり600円というのはどういう考え方で600円が規定をされているのかいまいち分からないんですけれども、場合によっては検討した上で要するに費用弁償を、実質全国的には交通費など実費負担というか実費保障というか、考え方が多分占めてきていると思うので、その根拠の分からない1回600円について、もし根拠あるんだったら提示をしていただきたいんですけども、そういったものについて見直す必要があるんじゃないかという気はしますけれども、その点どうでしょうか。

6番目は環境監視委員会の話です。3回開かれたというふうになっています。ただ、出席状況がいまいち分からないし、この会議録というのはどこで公開をされているのかもよう見つけなかったわけですけれども、この会議録はあるのかどうか、それを公開する意図があるのかどうか、しないならなぜしないのかについてお伺いをしたいと思います。

交際費は先ほどありましたんですけれども。

7点目は公平委員会の関係も6月21日に開催されたとかになっていますけれども、これに関しても記録についてはあるのでしょうか。当然固有名詞については別に公表する必要ありませんけれども、どういう協議があってどういう結果になったのかについての記録の公開というのはあるのかなのか、もしないとしたらなぜないのかについてお伺いをしたいと思います。

監査委員費に関してですけれども、16ページの、これも監査委員が例月検査が3回、それから決算審査が1回というふうになっています。決算審査は今報告あったように約2時間行われているわけですけれども、この例月検査の結果というのはどこかに載っているのでしょうか。この情報公開がどうなっているかというのが8番目であります。

それからこれはちょっと木津川市、精華町とも関係するんですが、18ページのごみ処理量の問題で、先ほど監査委員さんもあったように処理量が約7.8%増えているという結果が出ているわけ

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>です。主な原因としては事業系が増だということのご説明がありましたが、よく分かんないのが、じゃ精華町民、それから木津川市民に求めるべきものがあるのかないのか、要するに両市町のごみ行政に対して分別の仕方であるとか出し方であるとか、またはごみ減量のさらなる努力だとかそういったものの教訓というのがあるのかどうかというのが1点と、それからもう一個、ちょっとこれも腑に落ちないんだけど、ごみ処理量の公表がされていますよね、ホームページ上、精華町内においてはコロナが発生して、2月、3月、4月ぐらいです、この春というのはかなりごみ収集車が苦勞をして収集に回っていたということが報告されているんです。木津川市がどうか詳細は知りませんが。ただ、それなのにもかかわらず去年、昨年度の2月、3月度、それから今年の4月、5月度を見ると、確かに若干増えてはいるもののそんな大幅な変化になっていないんですよ、処理量が。だから現場のごみ収集をしている状況からの情報と実際にそれが燃やされている状況を比較するとそんなに増えていないという話になってしまうので、この理由がよう分らないんです。全国的にもコロナで外出自粛が言われて、要するに食事でも外食じゃなしにうち食とか自宅を取ろうと、その関係でテイクアウトの容器とかそういうものも含めて、容器は一部可燃物じゃありませんけれども、そういったことが言われていますが、この間、要するにコロナの影響というのはあったのかなかったのかですよ。この点がいまいち分からないという点であります。</p> <p>11番目はさっきもありましたように来年9月以降はタクマの保守管理の関係が切れるという話ですけども、この令和元年度及び今年度の状況からどの程度の保守管理が発生する見込みになるのかという件です。</p> <p>12番目は処理単価の問題です。監査報告にあります、10ページに令和元年度の1トン当たり処理単価、原価と、それから平成30年度の処理原価というのはかなり開きがありますよね。2万4,000円ぐらいと1万6,000円ぐらいというふうにかなり開きがある。この原因ですよ。なぜここまで開くのか、それについて理由を教えてください。</p> <p>それから、13番目の。</p>
<p>森田議長</p>	<p>何番までありますか。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>13番まで。最後です。コロナ対応に関してなんです。だから議長に言ったでしょう。だから全部やるのって、それは。だからこうなるんですよ、分けてくれたらいいけれども。</p> <p>コロナ対応なんだけれども、監査委員さんも指摘をしているコロナの関係の指摘があったんだけど、じゃ具体的にどういう対応がされているのかというのが分からないんです。</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>または何かあったとき、感染者が発生した場合、感染予防、よくおっしゃっているように止めることができない施設だからそれをどうやって代替のスタッフを確保するのかとかいう、または逆に炉を止めるのかとかそういった危機管理です、コロナに関する危機管理というのが私ら聞かされていないので分からないんですけども、あるのかどうかです。</p> <p>もう一個気になるのは、先ほど3階のトイレを使わせてもらいました。精華町では議論にもなったし、また今年5月のコロナ発生後の各自治体及び各業界団体のコロナ対応の指針、マニュアルというのがあります。5月ぐらいに大体出されています、最初の版が。それによるとトイレに関しては流す前に蓋を閉めろと明快に書かれています。府の指針に書かれています。</p> <p>ところがここのトイレの構造上、蓋はあるんだけど蓋を閉めろという指示はない。今多くの、これは官庁だけじゃないけれども、洗面所、手洗い部分に関しては手の洗い方マニュアルみたいなんがありますね、こういうふうに洗いましょうという順番、何段階に分けて洗いましょうというのものない。</p> <p>だからこの3階だけかもしれないけれども、細かいこと言うようですけども、コロナ対応に対して対応しているのかどうかというのが物すごい疑問になってくるわけですよ。だからコロナに対する警戒、要するに予防手段、予防対策としてどうなっているのかという点と、さっき申し上げるように、もし何かあった場合にどんな危機管理で対応しようと思っているのか、何かそういうコロナ対応マニュアルというのがあるんだったら示していただきたいし、さっき申し上げたように、3階だけ見て判断するのはしませんが、なぜそういうコロナが起こってから普通一般世間がやっているようなこと、もっと言えば非接触型体温計だとか、またトイレに関しても消毒液だとかも含めてそういうことがなかなか何かないようなふうな様子なので、その点について13個お願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>今、佐々木議員の質問が終わった時点で50分まで休憩をしたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(10:40)</p> <p style="text-align: center;">《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(10:50)</p> <p>それでは、再開をいたします。</p> <p>答弁をお願いいたします。</p>
<p>炭本監査委員</p>	<p>監査委員の炭本でございますが、西井代表監査との合議の上での検証というか監査報告ですので、私がこれはこれだといって申し上げることは今はないですので、事務局のほうでお願いしたいと思い</p>

炭本監査委員 つづき	ます。
佐々木議員	それおかしいでしょう。何で事務局が答えなあかんのよ、監査委員の報告。駄目だ、そんなの。だって監査受けるほうやんか、事務局は。
炭本監査委員	以上です。
佐々木議員	受けるほうの答弁ってどういう意味があるのよ。
森田議長	事務局長。
山本事務局長	<p>監査委員の事務局もしておりますので、監査委員の事務局としての立場で答弁させていただきます。</p> <p>まず、決算書でございますけれども、1つ目のところで非常勤の報酬が条例どおり適切に支出されていないのではないのかということでございますけれども、こちらにつきましては適切に支出されているものということで処理をしておりますのでございます。</p> <p>それと、2つ目の監査報告の意見のところ、12ページのペイオフのことを含んでいるのかどうかというところでございますけれども、基金につきましては非常にこの組合にとりましても大事なところでございますので、昨今の経済情勢から踏まえるとペイオフも踏まえた上で基金管理についてきちっとするべきではないかということです。</p> <p>佐々木議員のほうから有利な方法によりという話がありましたけれども、基金条例につきましては、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとなっておりますので、その両面をにらんだ形で基金管理をきちっとしておかないと、有利なことのみを捉まえてやっていった場合については取り返しのつかないことになるのではないかという危険を踏まえた上でのご指摘でございます。</p> <p>それと、12ページのところの4行目、10月14日に監査しているにもかかわらず、打越台環境センターの杭のことが表記されていないということでございますけれども、これはあくまでも令和元年度の決算でございますので、令和元年度の状況を踏まえた上で書いていうところでございますので、こちらのところに今回議案にも出ささせていただいております杭の撤去、こういったことを書くことについては、逆に令和2年度の決算報告の中に含まれる内容ということで判断されたものでございます。</p> <p>それと、組合債の7ページと5ページの財産の管理のところの表</p>

山本事務局長  
つづき

記でございますけれども、ここはあくまでも決算についての事実確認をしていることを記載しているのみでございますので、財産のところにおきましてそういったペイオフでありますとか有利なことということを書くのは少しおかしいのではないかとというふうに考えての表記でございます。

5点目以降は組合の執行部のほうへのご質問でございますので、執行部の事務局長としての立場で答えさせていただきます。

まず、5つ目のご質問にありました費用弁償の考え方でございますけれども、今の600円、どういう根拠でなっているのかということにつきましては、現時点におきましてこれが適切であるのかどうかにつきましては、今、組合の事務局のほうでも関係構成市町の担当課長とも協議をして検討しているところでございます。昨年度の議会におきましても、議員の報酬、そういったところにつきましては適切かどうか、周辺の組合等とも比較をしてどうかというご指摘もありましたので、現在、京都府域の他の組合、同種の組合の状況でありますとか旅費に関する状況、また実費弁償に関する状況につきまして調査をし、検討しているところでございますので、こちらにつきましては、一定の検討した上で必要があれば見直していきたいというふうに考えているところでございます。

また、6点目の環境監視委員会の出席状況と会議録の関係でございますけれども、会議録につきましてはきちっとつくっておりますので、特に公表ということは考えておりませんが、環境監視委員会については開くたびにそのときにいただいたご意見なりを取りまとめているというところでございます。

7点目の公平委員会につきましても、こちらについても会議についての公表はホームページ等では公表しておりませんが、記録として議事録を残しております。

8点目の月例監査の関係でございますけれども、これにつきましてもそれぞれの月例監査でいただきましたご指摘、そういったところにつきましては議事録として整理をしているところでございます。

9点目のごみ処理量の関係でございますけれども、この間、ごみが増えてきている中で、精華町と木津川市に求めるものが組合としてあるのかなのかということでございます。それぞれのごみの減量等の施策につきましては精華町、木津川市それぞれで行っていただいているところでございますので、ごみの減量、そういったところについての推進等につきましてはそれぞれの市町で考えていただくことということで認識しているところでございます。

なお、組合のほうとしてそれぞれの構成市町のほうに要請しているところにつきましては、例えば分別の徹底ということで事務局会議、担当課長会議でありますとか、その都度、都度に応じて依頼をしているところでございます。特に水銀の入った体温計でありますとか電子機器、そういったものが入ってきますと、ごみ処理をする上で薬剤を急に入れないといけないということの管理上の問題も出

山本事務局長  
つづき

てまいりますので、分別の徹底についてはお願いしたいということで構成市町のほうに組合からも要請をしているところでございます。

それと、ごみ処理量の状況でございますけれども、これにつきましては、どの程度かということなんですけれども、指摘のありました2月、3月ぐらいはまだそれほど、前年度と比較しても変わらないと思います。ただ、令和元年度と令和2年度の比較をしてみますと、この5月、4月ですと、前年の令和元年度の4月と比べますと家庭系で2.7%の増、5月分で5.6%の増、6月で14%の増ということで、4月、5月、6月で非常に増えてきているというような印象でございました。この9月、10月については一定前年度並みに落ち着いてきているというところでございますので、恐らく今話がありました精華町さんのほうで非常に収集が大変になったというのは6月時点ぐらいではないかというふうに推測するものでございます。

また、11点目のところでございますけれども、維持経費の関係でございましては、ざくっとした話で申し上げますと、經常経費ということで、今後、大体4億5,000万円から7億5,000万円ぐらいの間で定期補修費も含めて維持管理費が、運営経費を含めて必要になってくるのではないかとこのように推測しているところでございますので、今後、平均いたしますと6億円強の運営経費が見込まれるというところでございます。

それと、12点目の単価の関係で、令和元年度と平成30年度で非常に違うのではないかとこのように指摘でございますけれども、これにつきましては、令和元年度の1トン当たり2万4,000円といえますのは、試運転期間中のごみを除いたもので、組合として負担したものを処理したごみ量で経費を割っている関係上、2万4,000円という形になっています。昨年度の決算報告書のほうにも載せていたと思いますけれども、平成30年度のごみの1トン当たりの処理原価でございますけれども、試運転期間中の処理量も含めた処理原価につきましては1万6,000円ほどとなっていますので、昨年度は、先ほど申し上げましたように試運転期間中、タクマのほうで工事費のほうに含まれた維持管理の部分がありますので、そういったものを加味いたしますと、昨年度は焼却量に対しての処理原価は1万6,000円ほど、それが今年度は1万7,000円ほどになるというようなイメージでございます。

それと、13番目のコロナ対策というところでございますが、この施設につきましては、佐々木議員もご存じのとおり、不特定多数の方が入ってくる施設ではございません。それぞれの庁舎のように不特定多数の方が入ってこられるとなれば、そういった周知も徹底することが必要かと思っておりますけれども、佐々木議員が今日入られた3階のトイレにつきましては見学者が利用するトイレというところでございますので、基本的には職員は利用いたしません。見学者が来られますと、きちっとそういったところにつきましても依頼をし

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>ながらしているところがございますので、トイレ等についての懸念につきましてはそういうことで対応しているところがございます。</p> <p>それと、運転管理の関係でございますけれども、この施設につきましては、運転管理につきましては、昼間は中央制御室等については職員で対応しておりますけれども、夜間・休日、そういったところにつきましては民間業者のほうでもいただいているところがございます。民間業者と組合それぞれでコロナ対策をしていくことが必要になってまいりますけれども、どうしても組合職員のほうでコロナが発生して対応し切れないといったところにつきましては、その業者のほうの応援態勢を含めて協力体制を構築しているところがございます。</p> <p>それと、マスクでありますとか、そういった組合として備えておかなければならないもの、そういったものについては一括管理をすることによってきちっと、マスクでありますとか手のアルコール消毒、そういったところについても徹底しているところがございますし、当然、打合せ等も日々の中で出てきますけれども、距離を保って短時間で済ますようにということで徹底をしているところがございます。</p> <p>また、組合のほうにつきましては、安全衛生管理のための会議も今年度から設けることにしておりますので、コロナ対策の情報提供につきましても職員のほうに周知徹底を図っているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>監査委員さん答えなきゃ駄目ですよ。だって監査受ける側と監査する側が同じ答弁っておかしいでしょう、どう考えたって。どこが公平公正が保てるんですか、それで。監査委員の立場から指摘しているんだったら指摘してくださいよ、ちゃんと。でなかったら監査委員の意味ないですよ、そんなの。外部の目でしょう、監査委員というのはある意味。外部の目に関して質問しているんですよ。内部の答弁を聞いているんじゃないやありません。だって監査報酬だってもらっているんでしょう。仕事しましょうよ、ちゃんと。そもそも代表監査委員さんが来られないんだから。さっき監査委員がおっしゃったとか言うんだったら代表監査委員来てくださいよ。呼んでくださいよ、来てくれと。私一人では答えられないから来てくれと。そういう措置も取らないで、しかし2人いないから私答えられませんというのはおかしいですよ、それは。</p>
<p>高岡副議長</p>	<p>佐々木さん、大声はあきません。</p>

佐々木議員

すみません。

少なくとも例えばさっき指摘したように監査受ける側と違うメンバーが監査事務局やってるならまだ分かります。例えば木津川市の本庁の監査に詳しい方が監査事務局を持ってもらって、そのときだけ併任辞令か何かで。話聞くのは当然この組合の職員から聞けばいいんだけど。そうでないと監査する側と受ける側が一緒というのはマッチポンプだからね。少なくとも各市町村では監査受ける側と監査事務局違うでしょう。どこかの組織の一部かもしれないけれども、監査事務局が。でも違いますよね。そういう体制取るべきですよ。

同時にさっき申し上げたように、もう質問しないけれども、監査委員さんはしっかり独立機関として、しかも監査委員は独任機関ですよ。ご存じだと思うけれども。議会は合議制ですから1人で勝手に答えられないけれども、みんなの合意によって議会は動くけれども、監査委員はお二人いたら2人が独立して働くことができるでしょう、制度上。だからいないから答えられないという話になりませんよ。独任機関なんだから、監査委員は。でしょう。だからはっきり答えてください。

私が聞いているのは、1点目は、例規集の406ページの非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条には管理者、副管理者、それから議選監査委員以外の非常勤の方が会議に出席した場合は日額600円と交通費を支払うとされているんです。こうなっています、規則には。でも例えばこの附属資料見せてもらっても、例えばこの説明書の11ページだと公平委員さん3人いらっしゃるけれども1,200円しか処理されていないんですよ、費用弁償が。交通費がゼロでも2人分しか支給されていないんです。その下、監査委員費に関していえば監査委員さん2人ですよ。議選監査はこの対象外だから代表監査だけだけれども。600円ということは1回分しか支給されていないんですよ。費用弁償が。でもこの説明書見ると例月出納検査が3回、それから決算審査が1回。決算審査、10月、6月は同じ日だからこれ1回だとしても3回ですよ。3回見えているわけでしょう、代表監査。だとしたら三六、十八、1,800円は支出されなきゃおかしいじゃないですか。もし仮に代表監査が1回しか来てなったら、1回来ているのは10月16日だからそれ以外の2回の例月出納は議選監査だけでやったという話になるんですよ。それも問題ですよ。代表監査と議選監査がそろわずに例月検査やったとなるんだったらそれも問題だと思うんですよ。だからどっちかに問題あるんですよ。事実会議やっているんだったら支出をされているべきだけれども支出されていない。もしくは2人しかいない独任監査委員の1人がいない状況で監査業務が進められている。どちらかしか考えられません。どっちなんですかと聞いているんです。それ分かるのは監査委員しかいないじゃないですか。だってここにあるようにちゃんと法令とか実態に応じてやったんでしょう。だから何月何日の監査とか公平委員は何人出席す

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>るとか知っているわけでしょう。私ら知らないけれども。出席状況も確認してその出席人数に対して実費弁償、費用弁償がされているということを確認してこの報告書出されているわけだから。だから法令どおりちゃんと支出がされているんですかと聞いているわけです。そこはね。今、局長からは適切としか言いませんでした。具体的に今聞いているわけです。何でこんな、本来この資料に書かれている回数の会議やっているのにそれに見合うような費用弁償が支出されていないんですかと。単純な話です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>監査委員事務局。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと待ってください。      というのが1点目です。これは監査事務局じゃなしに監査委員が答えてください。何遍も言います。でないに監査委員の意味ないですよ、ほんまに。何度も言いますが。もし嫌だ、嫌だって言い方おかしいけれども、もしか避けたいんだったら先ほど申し上げたように監査をする側と受ける側は人を変えるべきです。どう考えても、そこは。だって監査を受ける側が監査委員のこの報告書を書いているんでしょ。あり得ない、そんなこと。それか監査委員のお二人が書いているんだったら答えられるはずなんですよ。事務局書いていないと。この報告書をつくっていないと。監査委員2人がつくっているんだというんだったら答えられるはずで、自分がやってんだから。      要するに再質問というのはその事実確認と、それからもしマッチポンプだとしたら体制を変えるべきではないかということをお願いしているわけなんです。提案をしているわけなんです。この点を追加してお聞きをしたいと。この体制を変えるべきかどうかというのはもう管理者に聞いているわけですから管理者の答弁をお願いしたいと思います。      歳入歳出でもいろんな話がありました。令和元年度だから書かなかったとかいろいろ。それはそれでいいでしょう。そしたら例えばここにもあるように財産収入とか管理の問題でいえば、9ページに書いておられましたよね、財調と撤去基金と振興基金の金融機関名と利率、額が書かれていますよね。これって口座は1個なんですか、監査委員さん。      私が聞いているのは、もしペイオフを書くんだしたら、ペイオフは1,000万円という額があるでしょう、だから危険を回避しようと思ったら口座をばらけることしかないですよ、それは。口座をばらけさせる。1,000万円ぐらいの程度にして、規模にしてばらばらにするということがペイオフから避けることでしょ。だからどうなっているかですよ、これが。9,600万円とか4,400万円とかあるわけだから、これが1口座だとしたら1,000</p>

佐々木議員  
つづき

万円超える部分下手したらなくなっちゃうわけですよ。ということでしょう、簡単に言えば。だからこれどうなっているんですかと。これが合計で例えば京都銀行木津支店、この利率で9, 600万円あったらこれが10口に分かれているとかいうことなのかどうなのか、それが安全管理の話ですから、何を指摘してんのか分かんないです。そういうことを指摘しているのか、要するに1個の金融機関に集中していることをあかんとやっているのか。それなら分かるんですよ。だから意味を聞いているんです。私がさっき言ったように分散させると、預金を。ということを指摘しているかどうかを確認させていただきます。それが4番目の話です。

費用弁償に関しては、費用弁償の検討したらできれば早期に結論出していただいて。来年の第1回定例会ぐらいには必要な条例改正はしなきゃならんわけだから。それ逃すと1年後になりますからね。これは早急に検討はしていただきたいと思います。

それから、監視委員会と公平委員会または監査委員の会議録ですが、基本的にさっきの答弁だと非公開といたしました。なぜ非公開なのか。疑うわけじゃないけれども都合悪いこと言われたら隠しておこうという話になるわけですよ。だからこういった第三者機関の会議録というのは固有名詞はそら隠してもいいですよ。個人情報に係ることは隠してもいいけれども、それ以外の組合の体制だとか体質だとかやり方、運営に関してもし意見があるんだったらそれはやっぱり公表すべきですよ。公表して有権者もしくは議会にも公表してこういう指摘、話ありますと、この指摘に対してこんな改善を取りましたということをやって初めて客観的第三者の目が入ってその第三者の目の指摘が生きてくるわけでしょう。せっかく第三者の目が入るにもかかわらずその結果が非公表にされたら、そんなんその人しか知らないじゃないですか。監視委員さん、公平委員さん、監査委員さんが口を滑らさない限り何も明らかにならない。非常にまずいです、それは。何か悪いことやっているということを行っているんじゃないけれども、そういうことを避けるためには公表すべきですよ。何らかの方法で。最後に聞きますが公表する意思はないんですか、管理者。教えてください。

その他については幾つか説明があったんで大体了解をしておきます。

ただコロナ対応については、私聞いているのはこの階のことだけ聞いているわけじゃないんです。私が見たのはこの階しか見ていないからということ前提だけれども、じゃほかの階、実際に職員さんが働いている階、フロアも同じなのか。いや、そこは先ほど私が指摘したようなことはちゃんとされているのか。要するに職員の安全に関わることでしょう、それ。蓋を閉めろとなっているのか、トイレに、ここは手洗いに洗剤はあるけれども、石けんはあるけれども消毒器ないですよ。でも職員がいつも利用するところについては消毒器がちゃんとあるかどうかということを確認しているんです。

同時に、先ほど言われたように何かあった場合には民間応援をす

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>る体制があるともおっしゃいました。それはそれでいいでしょう。でも場合によっては民間側が感染することだってあるわけでしょう。組合職員だけ感染して民間は感染しないということは絶対ないわけだから。じゃその場合はどうなるのかということになるわけで、それも含めてコロナで何か起こったときの体制のマニュアル、どういう誰が誰を応援するのか、場合によっては、これあってほしくないけれども、ほかの施設からの応援を求めるとか、消防なんかそうですよね、自分のところで手、負えなかったら近隣の消防に支援、応援を要請するわけですから。その辺のマニュアルというのがあるのかどうかを聞いているんです。細かいことを問う気はありません。何かあった場合に対応できるような話ができている誰がいても、例えば局長がいなくてもそのマニュアル見れば課長とか係長が判断をして手を打つような状況にあるのかどうかを聞いているんです。それをお願いします。</p> <p>追加で会計管理者さん、ちょっと確認しておきますけれども、財務規則上の定期検査というのはやられているのでしょうか。やられているんだしたらその内容をお聞かせください。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>杉浦副管理者</p>	<p>事務局長ちやう。</p>
<p>森田議長</p>	<p>管理者。どっち。</p>
<p>杉浦副管理者</p>	<p>違う。</p>
<p>森田議長</p>	<p>監査委員事務局として。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>監査委員事務局としてご答弁を、まず1点目、2点目させていただきます。</p> <p>令和元年度の公平委員会の1, 200円ということですがけれども、これはお一方欠席されておりますので2人分ということでございます。</p> <p>代表監査の実費弁償600円でございますけれども、従来から決算審査のときには実費弁償をお支払いされておりますけれども、それ以外のときには実費弁償を支払っていないという状況でございますので、月例監査については払っていないというところでございます。</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>それと、2点目の体制についてのご指摘でございます。現在の組合の監査体制がマッチポンプのようだという話でございますけれども、当然、その時々、こういった小さな組合でございますので、監査委員の事務局であったりいろんな事務局を執行部側の事務局の職員が兼ねることは当然あり得ることでございます。そういったときにおきましても、やはりそれぞれの立場におきまして公平な目で事務局として対応しているところでございますので、マッチポンプのような対応をしているのではないかとというご指摘は少し不本意だということだと思っております。</p> <p>それと、4つ目のことでございます。</p> <p>ペイオフの関係でございますけれども、これにつきましては、基金管理につきまして定額預金で全てのものを賄っていると、やはりペイオフが起こったときに対応できないのではないかとというところでございまして、それぞれの金融機関につきましては1,000万円ごとの細かな預金で管理しているわけではございません。</p> <p>それと、5つ目の特別職の報酬でありましたり実費弁償、旅費等の検討につきましては、これにつきましては前年度の組合議会においても指摘をいただいているところでございますので、検討を引き続き進めていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>それと、公平委員会等の議事録の公開でございますけれども、非公開とは言っておりません。それについては事務局の中できちっと整理をしているところでございまして、ホームページ等における公表はしていないというところでございますので、特にその議事録を隠すとかいうことの意味を持って公表していないということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>それと、コロナ対応につきましては、先ほども申し上げましたように、安全衛生会議でありますとか職員のほうには徹底して、トイレのことでありますとか手洗い、そういったところ、また日頃の健康管理につきましても周知徹底を図っているところでございまして、佐々木議員の話は非常に、この施設の運営についての不測の事態が起こったときのご心配ということでございますけれども、当然、民間の業者のほうにつきましても、この職場に配置をされていることだけではなくて、この施設とよく似通った運転管理に携わっている職員がほかにも民間施設の中にもおります。したがって、ここに今配置されている職員だけではなく、応援態勢につきましては他の施設にて勤めておられる、民間施設で働いておられる職員の方も視野に入れた形で応援態勢は取ってほしいということで業者のほうへは言うておりますし、業者のほうにつきましても止めることがないよう努力をするということで聞いているところでございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>会計管理者、どうぞ。</p>

<p>石原 会計管理者</p>	<p>会計管理者でございます。 佐々木議員が先ほどおっしゃいました会計管理者が定期検査を行っているのかというご質問でございます。私の職務といたしましては当組合の歳入及び歳出、その他会計事務に関します全ての決裁について決裁を行っております。それが私の職務でございます。歳出に関しましてはそれに伴って小切手を発行する、歳入につきましてはこちらの組合のほうで歳入の確認があったということでありましたらばそういった調定の書類について目を通して決裁の判こを押していると、中身を確認しているということでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>不本意とおっしゃったけれども、だったら監査委員に答弁させましょうよ。別に無理言っているわけじゃないんですよ。マッチポンプに見られないようにするためには監査を受けた側が監査委員への質問に対して答えちゃ駄目ですよ、それは。局長がおっしゃること、不本意だと言うんだったら監査委員が答えたらいいんですよ。そうしたら第三者の目からの話だから一定客観されるじゃないですか。一定の客観性が担保できますよ。仮に監査事務局と組合事務局が同じ人間、人が兼務しているとしたって第三者の目の口から話せば、100%オーケーじゃないけれども、一定の担保はできるわけですよ。 ただ、今おっしゃったのは、監査委員事務局でもある、それから組合事務局でもある、だからこの場にいる監査委員に代わってやるんだとなったらそれはやっぱりおかしいですよ。それは強く指摘をしておきます。もし直らないんだったらやっぱり問題ですよ、それは。どう考えたって、どこの会社だって社長と監査役が一緒なんてあり得ないじゃないですか、そんなこと。 もう一遍言います。もし事務局の答弁が難しいんだったら監査委員がすべきなんですよ、それは。必要だったら代表監査委員に出てきてもらって、必要だったら休憩して議選監査と相談してもらって答弁したらいいじゃないですか。そういう措置取りましょうよ、今後。 これは議長に申し上げたいと思いますけれども、ほんまに、監査委員が来ないから、それを理由に議選監査が答弁拒否するなんて話はあるはずはないです。来ないんだったら責任持って議選監査が答弁すべきです。強く指摘しておきます、そこは。 そしたら費用弁償に戻りますけれども、先ほどの答弁では代表監査の費用弁償は決算審査1回だけだから600円という話でした。あとの3回、3回というか実質2回けれども、2日けれども、この例月出納検査については払っていないとおっしゃったけれど</p>

佐々木議員  
つづき

も、でも条例上払わなあかんのちゃうんですか。条例違反じゃないですか。

質問を変えます。なぜその後の例月検査は払わなくてもいい、根拠条文を教えてください。どの根拠があって払っていないんですか。払わなくていいとどこかに、もしくは私が見つけていないだけかもしれんけれども、どこか条例か規則に例月出納検査に関しては代表監査委員の費用弁償は払わないというのがあるんだったら教えてください。ないんだったら違法です、それは。明確にそれは答弁を願いたいと思います。違法なことを認定できないからね。ということです。

それと、財産に関しては強く言う気ないけれども、今の答弁では要するに1,000万円単位に分けていないという話だったわけだから、これは監査委員の指摘からしても安全な管理をしようと思ったら分散させるべきですよ、それは。次の満期からでもいいけれども分散させるべきですよ。この点、先ほど会計管理者もおっしゃいましたけれども、どう考えますか。こんな数千万円、1億円ぐらいの単位で預けておいて何かあった場合、責任取れますか。何らかの回避手段を取るべきじゃないですかと言っているんです。取る気がないならないと教えてください。取るんなら、検討するなら検討すると教えてください。どっちかです。回避手段を取るべきであるのかの確認。財産を守るためです。それについてお答えを願いたいと思います。

それから、公開をしていないわけじゃないというふうにおっしゃったけれども、それは詭弁ですよ、やっぱり。今の時代、ネット普及しているわけだから、ほとんどの自治体では公開していますよ、ネット上。何遍も言いますが、もちろん個人情報とかそういう情報が入っている部分は黒塗りにするか一部非公開にするのはありますよ、あるけれども、原則それぞれの公共団体の第三者機関がどういうふうに動いているのかどんな意見を持っているのかというのは公表すべきですよ。義務はないけれどもね。義務はないけれども、そんなんやっぱりそこはおかしい。それは精華町とか木津川市もそうしているんじゃないですか。やっぱり做すべきです、それは。再度確認します。ほんまにネット上とか含めて、ネットだけじゃないですけども、事務局では持っているとおっしゃいました。それはそうでしょう。持っている資料を何らかの形で公表する意思はないんですね。確認しておきます。

あと、コロナ対応は、るるおっしゃったけれどもよく分からない。私が聞いているのは細々聞いているのではなしに、いろいろ民間にもほかの同種の事業所にいる方がいるから何らか人を都合してもらえらるだろうというような希望的観測のような話だったんだけれども、これちゃんと確認できているんですか。民間業者と、何かあった場合にはこういうふうにするというマニュアルつくるから協力願えますかということを確認ができているという理解でいいんだったら、それは安心ですからいいんですけれども、してもらえらるかも

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>しれんと今のはちょっと微妙なんですよ。期待値みたいな答弁なので、これはちゃんと確認できて、何かあった場合にはちゃんと代替職員が配置をされるということが確実にできるということだけ確認をしておきたいと思います。</p> <p>それから会計管理者、今答弁があったけれども、財務規則150条では職員のうちから検査の検査員を命じてやれと書いていますよ、毎年。毎年定期検査をするほか、会計管理者は必要があると認めた場合には臨時の検査をしなければならないという条文があります。だから毎年義務なんですよ。今の答弁ではやっていないと解釈します。やっていないんですか。なぜやらないんですかについて確認します。</p>
<p>炭本監査委員</p>	<p>今の答弁でしたらお願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>すみません。まず、監査委員の月例監査に対する実費弁償が600円支払われていない、違法でないかという話でございます。これまでから月例監査については600円の実費弁償、従来から払ってこなかったというところでございますので、今におきましてもそれを踏襲させていただいております。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>それ慣例やん。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>今ご指摘ありましたようにこの実費弁償600円そのものが適切であるかどうかも含めまして、今、検討を進めているところでございますので、今後そういったところにつきましては改善を図っていききたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>また、定期預金を分散することにつきまして、先ほども話がありましたように佐々木議員のほうからは前年度も有利な方法を取るべきではないのかという話でございましたけれども、今、監査委員からのご指摘もありますように、分散でありますとか定期預金ではなく普通預金のほうへ移行するとか、そういった様々なことも考えながら基金についての管理については確実に有利な形で検討していくというところでございます。</p> <p>それと、先ほども話がありました公平委員会等の議事録の公表のことでもございますけれども、現時点におきまして特段ホームページで公表する予定はありませんけれども、構成市町等の状況も踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。</p>

山本事務局長 つづき	<p>それと、維持管理のところ、民間業者との確約が取れているのかどうかというところでございますが、その時々によりまして、例えば職員のほうでコロナが発生した場合、民間事業者のほうでコロナが発生した場合、それぞれの場合を想定してその協力体制を講じていくというところで確認しておりますので、我々の組合職員も、また民間の委託している業者につきましても、この施設については止めることができないということを前提に業務のほうに当たるのとコロナ対策を進めておりますので、佐々木議員のご心配は要らないのかなというふうに思っておりますし、そういった心配がないように施設運営に努めていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p>
森田議長	会計管理者、どうぞ。
石原 会計管理者	<p>会計管理者でございます。再度のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>議員おっしゃいますとおり、会計管理者には定期検査をする義務があるということは存じております。</p> <p>ただ、定期検査ということでの職員を聴取したり、そういった特別な会議を設けているということではありませんけれども、毎月、書類のほうはきっちりと審査をしておりますし、中身のほうも確認をいたしております。随時、書面の審査だけでなく、そういったまとまった検査というふうな形でも報告を受けておりますので、それに関しては決裁をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
佐々木議員	議長、答弁漏れがありますけれども、どうしてくれますか。
森田議長	どれ。
佐々木議員	答えていないやん。
杉浦副管理者	ちょっと休憩して。
森田議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">( 1 1 : 3 0 )</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p style="text-align: right;">( 1 1 : 3 2 )</p> <p>再開します。 会計管理者、どうぞ。</p>
<p>石原 会計管理者</p>	<p>会計管理者でございます。再度の質問にお答えをさせていただきます。 定期検査というのは実施をいたしております。毎月報告を受けておりますし、その分について検査をいたしております。 以上でございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>報告書あるんですね。</p>
<p>石原 会計管理者</p>	<p>報告書に、はい、そうです、目を通して決裁をしております。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>じゃ後で請求します。定期検査報告書あるわけですね。そういうものが。定期検査報告書あるわけですね。毎月分が。あるんですね。なかったら後で求めますよ。あるんですね。あるということね。情報請求したら出てくるんだな。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>佐々木議員のほうからのご質問ありました監査委員の月例審査に伴っての実費弁償分でございますけれども、これにつきましては従来から払っていないというところがございますので、払っていないということで。そのことの根拠はどこにあるのかと言われても、従来からそういう慣例でされていますのでそれを踏襲しているというところがございます。 ただ、これについては、先ほども答弁させていただきましたとおり、慣例でやっているところについてもおかしいだろうということの問題意識を持っておりますので、先ほど申し上げました特別職の報酬、また実費弁償の在り方、旅費の実費の支払いの関係、そういったところも総合的に含めて、今、検討しておりますので、令和元年度、令和2年度につきましてはこれまでの慣例に基づいて処理をさせていただいているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>逃げたらあかんって、そんなの。だってさっき。</p>

杉浦副管理者	もうええやん。議事進もうや。
佐々木議員	さっき局長は要するに令和元年度の検査だから書いていないとおっしゃったんですよ、打越台を。今の話ししてるじゃないですか。私、今、令和元年度の支出をお聞きしたんですよ。ないならないと言ってくださいよ、はっきりと、根拠が。
高岡副議長	お静かにお願いします。
森田議長	今、佐々木議員からの話もありますけれども。
佐々木議員	ありますけれどもって、そんな曖昧な検証するわけ。根拠ないことやっているわけ。
森田議長	質疑ございませんか。
炭本監査委員	質疑じゃなくて、ごめんなさい、答弁あります。
森田議長	え、答弁。
炭本監査委員	少し監査委員としての。
森田議長	監査委員として。
炭本監査委員	としての答弁を。
森田議長	監査委員、どうぞ。
炭本監査委員	監査委員の炭本でございます。先ほども言いましたように、西井監査との合議でございますので深くは申し上げられませんが、私としては、例えば交通費につきましては、ほかの組合におきましても、それは慣例はあかんとおっしゃるかもしれませんが、木津川市内の議員はいただかなかったとか、いただくことについてはなかったような気がします。それをまた今後考えていきたいというのが監

<p>炭本監査委員 つづき</p>	<p>査委員としての意見です。指摘したりしていきます。</p> <p>ペイオフにつきましては、今までは金利のよいところでもっと利子を増やさないというふうなところでその果実を使ってまいりましたけれども、今からは世界的に考えて銀行の破綻も考えなければなりませんので、そここのところの世界状況を見ながら考えていくように指摘をいたしました。集中していることの分散ということは、そういうことはまだこれからのことですので、情勢を見ながらやっていただきたいということを指摘しました。</p> <p>それから、コロナ対策につきましては、ここでいろんな、最後の監査させていただいたとき館内を見せていただいて、木津川市に準じて、ガイドラインありますのでそれに準じてやっているというところ、先ほど精華はこんなだよとおっしゃいましたけれども、そういうところでされているというところを見せていただきました。そしてその答弁が、今、事務局の関係をやっていただいている方の答弁でした。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほか、質疑ございませんか。</p> <p>山本議員、どうぞ。</p>
<p>山本議員</p>	<p>環境の森センターの安定稼働の継続の点から2つお伺いします。</p> <p>成果の報告18ページ、19ページを見ると、年度別ごみ持ち込み分ということで木津川市と精華町の別々の量が書かれています。2017年度までは、家庭ごみ、可燃ごみについてですけれども、精華町のほうが1人分のごみ出し量が少なく、そして木津川市の市民の家庭ごみの量は多かったんです。そのため木津川市ではごみ袋有料化をし、炉の寿命を延ばすためにもごみ減量化のための努力を行ってきました。その結果として木津川市の一般家庭のごみ、一人一人の分が精華町より減っているのかを伺うのが1点です。</p> <p>2点目としては、成果の報告書6ページのほうを見ると衛生費の中の需用費の中に燃料費があります、620万円あるんですが、これが恐らく炉の温度を上げるために必要な燃料のことだと思えます。現在、SDGsの関係もあり、ごみの分別化が市民の中から多く問われていますけれども、炉の温度を上げる、安定化させるためには廃プラを入れておいたほうが良いというふうにも聞いています。その点、環境センターのほうはどのように考えているのか伺いたいです。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>

山本事務局長	<p>事務局長でございます。山本議員からの2点のご質問につきまして答弁させていただきます。</p> <p>まず、ごみ袋の有料化等に伴っての減量効果が木津川市で見られているのかどうかということと、精華町のほうとの原単位のところでございますけれども、ごみ袋の有料化によりまして、木津川市のほうにつきましては、家庭系のごみでございますけれども、減量化が進んできているという事実でございます。これによりまして、1人当たりの原単位につきましても精華町と比べますと木津川市のほうが幾分か少ないような状況になっているように見受けられます。</p> <p>また、2つ目のご質問のプラスチック類を混ぜることが安定化につながるのかどうかというところでございますけれども、ごみ焼却施設につきましてははできるだけ均質にごみを燃やすことが必要になってまいります。したがって、廃プラでありますとか季節によっては草の剪定枝、そういったものも多く含まれますけれども、ごみピットの中におきましてできる限り攪拌をし、均質化してごみを焼却するということになってまいりますけれども、ごみのカロリーが少なくなってしまうと、カロリーが少なくなりますので焼却炉の温度が下がるほうに働いてしまいます。そうなりますと、ダイオキシン類の分解と申しますけれども、ダイオキシン類の影響が出ないようにしようと思うと焼却炉の温度を800度もしくは850度ぐらいで焼却しなければならない形になりますので、それ以下になりますと再燃バーナーということでまた灯油で炉室の中を800度以上に保つような形で対応するというのもまいてまいますので、廃プラスチック類、これにつきましてはそもそも化石燃料でございますので削減することは必要かと思っておりますけれども、現時点におきまして焼却炉を安定的に高カロリーで保つための助燃としての役割も担っているのではないかとというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	山本議員、どうぞ。
山本議員	<p>そういった点に関してまだまだ市民の方が認知していないということで、廃プラも分別して出しましょうという方が多い。それから、この環境の森センターは使った水を循環させているので決して川に流しているわけではないんですけれども、まだまだ市民の中には汚れた水を流しているんじゃないかという疑念をお持ちの方も多いため、そういった点を周知していかれたほうがいいのではないかと考えております。その辺の検討をよろしくお願いいたします。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。

<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。再度のご質問につきまして答弁させていただきます。</p> <p>環境の森センターは単にごみを燃やすだけでなく、精華町の方、木津川市の方それぞれの市民の方の信頼を得ることがまず大事だということだと思っておりますので、そういった意味で、今年はコロナの関係で見学者のほうもなかなか来られていませんけれども、見学者が来られますと、どういう環境に配慮したことで焼却に携わっているのか、そういったことも説明させてもらっております。</p> <p>今話がありましたように工場の排水が川に流されているんじゃないかということをおっしゃられる方がおられるということであれば、構成市町とも協力してそういったところについての、間違っただいいますか、誤った解釈がないように周知徹底に努めてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>いいですか。 ほか、ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、歳入について質疑に移ります。 歳入について質疑ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>質疑なしと認めます。 以上、質疑を終結いたしました。 これから討論を行います。 討論ございますか。 佐々木議員、どうぞ。 反対討論ですか。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>反対討論を行います。</p> <p>先ほどるる質疑をさせていただきましたけれども、残念ながら合法的に処理されているという確信はありません。答弁によると慣例により処理をしているという話が何度かありました。法治国家である以上、法令に背いて逸脱して慣例のみで、法令がない場合は慣例措置はありますが、法令があるにもかかわらず法令を無視して慣例処理をするということはあるてはならない話であります。本来ならば、一番いいのはちゃんと処理をして出し直すのが一番いいと思います。そしたら私も賛成できますから。けどもその処理をせずに、要するに傷がある状態で、瑕疵がある状態で法令に従わない処理を</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>した決算については賛成できません。 以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。 ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ほか、討論ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>これで討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立多数であります。 よって、認定第1号「令和元年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。</p> <p>続いて、日程第5、議案第5号「打越台環境センター解体・撤去工事変更請負契約の締結について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第5号、打越台環境センター解体・撤去工事変更請負契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>打越台環境センター解体・撤去工事の施工途中におきまして、当初設計に計上していない基礎杭30本の存在が判明し、この杭を撤去するための工事を追加することが生じたことから、本工事の契約の相手方であるピーエス三菱・日皆田建設特定建設工事共同企業体と変更請負契約の締結をしたいので、木津川市精華町環境施設組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 なお、事務局長より補足説明をさせていただきます。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>失礼します。議案第5号の補足説明をさせていただきます。</p> <p>打越台環境センター解体・撤去工事につきましては、昨年12月25日の臨時会におきまして、ピーエス三菱・日皆田建設特定建設工事共同企業体を契約の相手方といたしまして、請負金額3億5,200万円にて契約することの議案を可決していただき、工事を進めているところでございます。</p> <p>この契約額に対する進捗率につきましては10月末時点で約75%となっておりますが、本年6月に当初設計時には含まれていない基礎杭があることが判明いたしました。基礎杭の大きさと本数でございますが、直径が70センチ、深さが9.1メートルの杭が24本、直径が同じく70センチメートル、長さが12.85メートルの杭が6本でございます。</p> <p>基礎杭の位置につきましては、参考資料3枚目の杭位置図に示しているとおりでございます。工事発注時におきましてご説明をさせていただいておりますとおり、工事施工中に発注時に含まれていない構造物等が見つければそれらを全て撤去する方針で工事を進めることとしておりますので、この30本の基礎杭の撤去方法等につきまして検討した結果、オールケーシング工法によりまして全ての杭を撤去することといたしました。つきましては、この基礎杭の撤去工の追加に伴いまして契約金額について4,355万2,300円を増額する必要が生じ、去る11月6日に仮の変更請負契約を締結するに至りましたことから、今般、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>なお、工期につきましては、工程を見直した結果、完了期日につきまして、令和3年1月29日まででありましたものを令和3年3月31日までの2か月間延長することとなりました。</p> <p>以上で、議案第5号の補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
森田議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
佐々木議員	ちょっと1点よろしいか。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	別にこれ全員協議会で聞いているからこの件はいいんだけど、ちょっと気になるのが、さっき冒頭の議長挨拶の中で、聞き間違えかもしれんけれども、杭の撤去が順調に撤去は進んでいるとい

佐々木議員 つづき	う文言があったように記憶しているんですけども。要するにこの議決をする前から工事は済んでいるということですか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>先ほどの議長のご挨拶のところにおきましては、発注した分の工事については順調に進んでいるというようなご挨拶だったと思います。杭について進めているというようなご挨拶ではなかったように記憶しているんですけども。</p> <p>仮契約は11月6日しておりますし、本契約はこの議決可決によりまして成立するものでございますので、現場のほうについてのこの追加工事についてはまだ全く着手をしていない状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>いいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>倉議員、どうぞ。</p>
倉議員	<p>倉です。質問させていただきます。</p> <p>先般、全協でこの内容については説明を受けたわけなんですけれども、その際にもこの解体に係る設計業務を受けられたコンサルの見落としであるということを確認したわけなんですけれども、その際にコンサルの責務の話私したと思うんですけども。事務局長も、その件については指摘をして今話ししているという話やったんで、その後どういうふうになったかだけちょっと確認をしておきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。倉議員のご質問につきまして答弁をさせていただきます。</p> <p>設計をしたコンサルタントの瑕疵、不備に対する金銭的弁償の話だということで解釈しております。</p> <p>これにつきましては、この前の全員協議会でも話ししましたとおり、私ども事務局といたしましては、設計書の作成上の瑕疵があるということを考えているということで6月にコンサルタントにも伝えた上で、まずは設計変更図書を速やかに取りまとめたいという</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>ことで、まず変更の設計図書の取りまとめを指示させていただきました。その上で、金額的な工事費の増額等も見えてまいりましたので、具体的な金銭的なものにつきましてはコンサルタントと協議を進め、合理的な考え方に基づいて金銭的な弁償を求めたところでございます。</p> <p>具体的には、工事の延長に伴って、現場の管理費でありますとかそういった諸経費が増えてまいります。これが306万円ほど出てまいります。それ以外に、今申しあげました6月に判明してから設計書ができるまで約90日間ございましたので、この期間を遅延負担金の期間として認定をし、こちらについては22万円ほどが出てまいります。合わせまして328万9,000円程度の金銭的な弁償が生じるのではないかとということでコンサルタントに申しあげまして、コンサルタントについてもそのことについては了解いただきましたので、近く内容についての確認書を交わし、工事の完了後、今申しあげました金銭的なものにつきましてコンサルタントのほうからお支払いをしていただくというような状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>倉議員、どうぞ。</p>
<p>倉議員</p>	<p>それはあくまでも設計の瑕疵によって生じた部分やと思うんですけども、今後、精華町さんに移行していくのでタイムフローがずれてくるという理解をしているんですけども、その辺も含めて責務は大きいと思うんです。そういった意味ではもうちょっときちっとその辺まで値上げをしていただきたいと思います。</p> <p>それと、工期が3月31日までになっていますが、でき得る限りその後のタイムフローをできるだけ遅れることなく移行できるように工期を、前倒しといたらおかしいですね、我々が今日認めたとしたら、少なくとも短い期間でやっていただくように、それは指示はお願いしておきたいと思います。そのことについて答弁お願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。倉議員の再度のご質問につきまして答弁させていただきます。</p> <p>先ほど申しあげましたように2か月間の工事工期が延長になる見込みということでございます。これにつきまして、当初予定していた用地処理の状況もそれに応じて後ろのほうになってしまうということになりますので、そのことも含めて非常に組合としては迷惑がかかっていることだということについてはコンサルタントにまず申</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>上げた上で話をしておりますので、倉議員のご指摘につきまして はコンサルタントのほうにはしているというところでございます。 それと、工期が3月31日というところでございますけれども、 これにつきましてはできるだけ、現場のほうは事故が起こらないよ うにすることがまず第一でございますけれども、それを踏まえた上 で一日も早く現場が終われるように努力をしてくれということで申 上げておりますので、この議案を可決いただきましたら直ちに工 事にかかれるように対応してくれるようにということで業者のほう には申し上げているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認めます。 以上で質疑を終結いたします。 これから討論を行います。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決をすることに賛成の議員は起立願いま す。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 よって、議案第5号「打越台環境センター解体・撤去工事変更請 負契約の締結について」の件は、原案のとおり可決することに決定 いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合財産 の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」を議 題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第6号、木津川市精華町環境施設組合財産の交換、譲与、無 償貸付等に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていた</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>だきます。 普通財産の交換、譲与、無償貸付等に当たり、1件5,000平方メートル以上の土地については議会の議決を要するよう所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>失礼します。議案第6号の補足説明をさせていただきます。 地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、現行の当条例の規定によれば、全ての普通財産を対象に議会の議決を改めて得ることなく処分することができる内容となっております。 その一方で、行政財産のうち、土地の処分に当たりましては議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、予定価格2,000万円以上かつ1件5,000平方メートル以上の土地につきましては議会の議決を得る必要があるとなっております。 普通財産に位置づけられた土地とはいえ、そもそもは行政財産として税金を財源として購入した土地でございますので、普通財産のうち行政財産の処分の際に議会の議決の対象となります面積要件、1件5,000平方メートル以上の土地につきましては議会の議決を得た上で処分するよう、当条例の一部改正を行うものでございます。 なお、本議案を可決していただきますと、打越台環境センターの用地につきまして、打越台環境センター解体・撤去工事の完了後は行政財産から普通財産に変更いたしますが、公簿面積が約7,500平方メートルでございますので、精華町のほうへ当該土地を譲与する際には議会の議決を得ることが必要となるものでございます。 以上で、議案第6号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。  (なしの声)  質疑なしと認めます。 以上で質疑を終結いたします。 これから討論を行います。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 よって、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第7号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から説明をお願いいたします。 管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第7号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>令和2年10月7日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、去る11月6日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。</p> <p>これを受けまして、本組合におきましても国と同様の給与改定を実施するため、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正をご提案するものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>議案第7号につきまして補足説明をさせていただきます。</p> <p>条例の改正の趣旨、内容につきましては、管理者からの説明のとおりでございます。</p> <p>人事院勧告に基づき国の改正の内容と同様に期末手当を見直すものでありまして、議案書の最後のページの参考資料をご覧ください</p>

山本事務局長 つづき	<p>たいと思います。</p> <p>今回の改正によりまして、期末手当につきまして0.05か月分を引き下げるものでございます。</p> <p>なお、今年度の支給に当たりましては12月分に0.05か月分を反映させ、来年度以降の支給に当たりましては6月、12月分についてそれぞれ0.025か月分を引き下げるものとなります。</p> <p>実施につきましては条例の施行日からとするものでございます。</p> <p>以上で、議案第7号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>山本議員、どうぞ。</p>
山本議員	<p>今、一般職員のというお話だったんですけれども、こちらの一般職員の中に会計年度任用職員は含まれているのでしょうか、お伺いいたします。</p>
森田議長	<p>事務局長、どうぞ。</p>
山本事務局長	<p>現在、この組合におきましては会計年度任用職員は一人もおりません。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>ほか、ございませんか。</p> <p>佐々木議員、どうぞ。</p>
佐々木議員	<p>2点お伺いします。</p> <p>1つは職員団体との合意があるのかどうか1点目です。</p> <p>もう一点は、木津川市さんが構成自治体となっている組合の中に今回の人勧を見送るところがあるというのを若干耳にしますが本当かどうか。その場合、その理由は何なのかについて確認します。</p>
森田議長	<p>事務局長、どうぞ。</p>
山本事務局長	<p>事務局長でございます。佐々木議員の2点のご質問につきまして</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>答弁させていただきます。  まず、本組合におけます職員組合との関係でございますが、職員組合のほうには10月21日に人事院勧告に基づきまして期末手当の支給率を改正するという事で理解を求めさせていただきました。人勧に準拠といいますか、人勧と同様に給与改定をすることについてはやむを得ないということでの組合の対応でございましたので、組合とはそういう事で対応させていただいているところでございます。  それと、我々の組合以外に今回の人勧に基づく期末手当の見直しを見送るところがあるかないかというところでございますけれども、特に本組合といたしましては他の組合の状況等を一つ一つ確認しているわけではございませんので、そのようなことについてはそれぞれ独立してやっているところでございますので、特に関知をしていないところでございます。  以上でございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>管理者は。管理者どうぞ。</p>
<p>森田議長</p>	<p>手上げてください。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>答えられるやん。管理者知っているんだから、あるかどうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>手上げて発言してください。</p>
<p>森田議長</p>	<p>それ事務局が答えましたやん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>だから管理者が答えたらいい話やん。</p>
<p>高岡副議長</p>	<p>手上げてくれはったらええ話やん。</p>
<p>倉議員</p>	<p>雑談はやめましょう。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>答弁拒否ですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>挙手をお願いします。</p>

佐々木議員	河井さん、おかしいわ。だって私聞いているの別に局長に答えてくれと言っているわけじゃないんだから。木津川市が構成団体となっているほかの組合でそういう私がさっき申し上げたことがあるのかないのか確認しているんですよ。局長が答えられないの当然でしょう。ここの組合の職員なんだから。でも管理者答えられるじゃないですか。木津川市長なんだから。それすら第1質問で答えなかったというのおかしいですよ。カウントされるんですか、あれ。
森田議長	管理者、どうぞ。
河井管理者	佐々木議員のご質問にお答えいたします。 木津川市が構成団体になっておりますほかの組合の議会でございますが、中部消防、広域事務組合とも臨時議会をされるというふうには聞いております。提案されるというふうに聞いております。病院組合は可決されました。 以上でございます。
森田議長	副管理者、どうぞ。
杉浦副管理者	私が所属している、代表管理者であります相楽の広域事務組合、この件につきましてもようやく日にちが決まりまして、27日に人勧の件で提案をさせていただき予定でございます。 以上です。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	局長確認ですけれども、組合とは合意をしているということによろしいですか。確認です。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	組合との関係でございますけれども、合意をいただいているということでございます。 以上でございます。
森田議長	ほかございませんか。

<p>森田議長 つづき</p>	<p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認めます。 以上で質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 よって、議案第7号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第8号「京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第8号、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更につきましてご説明をさせていただきます。 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に相楽東部広域連合を加え、当組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、協議する必要が生じたため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。</p> <p>(なしの声)</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>なければ、以上で質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 よって、議案第8号「京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。 慎重なるご審議を賜り、大変ご苦労さまでした。 これをもちまして令和2年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会といたします。 どうもご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">( 1 2 : 0 8 )</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p>